

令和8年第5回伊賀市教育委員会 議事日程

令和8年4月27日 10:00 ～

伊賀市役所 4階 会議室 406

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和8年第4回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第40号 教育委員会職員の人事に係る専決処分の承認について

議案第41号 伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正に係る専決処分の承認について

日程第4 議案第42号 伊賀市立学校財務事務取扱規程の一部改正に係る専決処分の承認について

日程第5 議案第43号 伊賀市青少年センター補導員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第44号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の解職及び委嘱に係る専決処分の承認について

議案第45号 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の解職及び委嘱に係る専決処分の承認について

議案第46号 伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の委嘱及び任命に係る専決処分の承認について

議案第47号 伊賀市社会教育委員の解職及び委嘱に係る専決処分の承認について

議案第48号 伊賀市生涯学習アドバイザーの委嘱について

日程第 6 議案第 49 号 伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の解職及び委嘱について

日程第 7 報告説明事項

- ① ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- ② 伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員の委嘱について
- ③ 寄附について
- ④ その他

議案第 40 号

教育委員会職員の人事に係る専決処分の承認について

教育委員会職員の 3 月 5 日付人事に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 8 年 4 月 27 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

処分内容 別紙のとおり【詳細資料省略】

専決第 3 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会

教育長 澤田 剛

議案第41号

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正に係る専決処分の承認について

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第4号）第3条第1項により専決処分したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和8年4月27日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- | | |
|--------|---|
| 1 改正理由 | 4月1日からの施行に伴い、所要の改正が必要となったため、専決処分を行ったことについて承認を求めようとする。 |
| 2 改正内容 | 別紙のとおり |
| 3 施行期日 | 令和8年4月1日 |

専決第 4 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会

教育長 澤田 剛

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令
伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程（平成16年伊賀市教育委員会訓令第1号）の
一部を次のように改正する。

別表2中「10万円」を「15万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程 別表 2（第 3 条関係） 学校長及び幼稚園長専決事項	伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程 別表 2（第 3 条関係） 学校長及び幼稚園長専決事項
(1)～(5) (略) (6) 学校配当予算の執行及び支出命令に關すること。ただし、一件15万 <u>円</u>を超える備品購入費及び需用費のうち一件15万円を超える修繕料を除く。 (7)～(9) (略)	(1)～(5) (略) (6) 学校配当予算の執行及び支出命令に關すること。ただし、一件10万 <u>円</u>を超える備品購入費及び需用費のうち一件10万円を超える修繕料を除く。 (7)～(9) (略)

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第42号

伊賀市立学校財務事務取扱規程の一部改正に係る専決処分の承認について

伊賀市立学校財務事務取扱規程の一部を改正する訓令について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第4号）第3条第1項により専決処分したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和8年4月27日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 改正理由 4月1日からの施行に伴い、所要の改正が必要となったため、専決処分を行ったことについて承認を求めようとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和8年4月1日

専決第 5 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会

教育長 澤田 剛

伊賀市立学校財務事務取扱規程の一部を改正する訓令

伊賀市立学校財務事務取扱規程（平成16年伊賀市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項、第3項及び第5項中「10万円」を「15万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市立学校財務事務取扱規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
伊賀市立学校財務事務取扱規程 第1条～第5条 （略） （契約事務） 第6条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、物品の購入及び施設備品の修繕に係る予定金額が、1件15万円以上の契約事務については、教育委員会が行うものとする。 3 1件15万円未満の物品であっても、各学校の備品購入計画の取り纏め等により、共同購入が有利であると判断される場合は、教育委員会が契約事務を行うことができる。 4 （略） 5 契約事務担当者は、別に契約単価が定められている場合を除き、15万円以上の物品の購入については、原則として2名以上の者から見積書を徴し、予定価格内の最低者を契約予定者とする。 第7条～第9条 （略）	伊賀市立学校財務事務取扱規程 第1条～第5条 （略） （契約事務） 第6条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、物品の購入及び施設備品の修繕に係る予定金額が、1件10万円以上の契約事務については、教育委員会が行うものとする。 3 1件10万円未満の物品であっても、各学校の備品購入計画の取り纏め等により、共同購入が有利であると判断される場合は、教育委員会が契約事務を行うことができる。 4 （略） 5 契約事務担当者は、別に契約単価が定められている場合を除き、10万円以上の物品の購入については、原則として2名以上の者から見積書を徴し、予定価格内の最低者を契約予定者とする。 第7条～第9条 （略）

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 43 号

伊賀市青少年センター補導員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市青少年センター補導員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 8 年 4 月 27 日提出

伊賀市教育委員会 教育長 澤田 剛

記

- 1 提案理由 委嘱しようとする関係機関及び団体の人事異動等に伴い、青少年センター補導員を前任期間中に確定することができなかったため、専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。
- 2 委嘱委員 別紙のとおり
- 3 委嘱期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

専決第 6 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会

教育長 澤田 剛

令和8年度 伊賀市青少年センター補導員名簿

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日

氏名	区分	備考	選出母体
宮谷 則夫	伊賀地区少年警察協助員	再任	伊賀警察署
廣島 利重	伊賀地区少年警察協助員	再任	伊賀警察署
玉岡 則生	伊賀地区少年警察協助員	再任	伊賀警察署
居附 秀樹	伊賀地区少年警察協助員	再任	伊賀警察署
中島 文明	伊賀地区少年警察協助員	再任	伊賀警察署
乗原 喜久子	伊賀地区少年警察協助員	再任	伊賀警察署
加藤 裕司	伊賀地区少年警察協助員	再任	伊賀警察署
工藤 隆之	伊賀地区少年警察協助員	再任	伊賀警察署
亀井 輝治	伊賀地区少年警察協助員	再任	伊賀警察署
山本 貴美代	伊賀地区少年警察協助員	再任	伊賀警察署
峰 徳秀	伊賀地区少年警察協助員	再任	伊賀警察署
櫻本 悦子	伊賀地区少年警察協助員	再任	伊賀警察署
東構 昌子	伊賀地区少年警察協助員	再任	伊賀警察署
関本 高夫	伊賀地区少年警察協助員	再任	伊賀警察署
松田 義清	伊賀地区少年警察協助員	再任	伊賀警察署
前澤 和也	伊賀地区少年警察協助員	新任	伊賀警察署
石橋 広保	三重県警察少年指導委員	再任	伊賀警察署
大井 秀俊	三重県警察少年指導委員	再任	伊賀警察署

氏名	区分	備考	選出母体
佐野 千春	伊賀少年サポートセンター（名張署）		
松下 優枝	伊賀少年サポートセンター（名張署）		
福岡 香穂	青少年センター所長（教育委員会事務局長）		
藤原 恵	生涯学習課長		
高見 有紀	生涯学習課		
本田 真章	生涯学習課		
西口 修身	生涯学習課		
伊藤 真穂	生涯学習課		
梅田 佳生	生涯学習課		
廣岡 昭貴	主任補導員		
西岡 道啓	主任補導員		
清水 祐子	主任補導員		

改正

平成21年 3 月 6 日条例第16号

平成30年12月27日条例第49号

令和元年10月 1 日条例第24号

伊賀市青少年センター条例

(目的及び設置)

第 1 条 青少年の健全な育成を期し、その愛護補導を行うため、青少年センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊賀市青少年センター

位置 伊賀市上友生785番地

(業務)

第 3 条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 青少年相談
- (3) 有害環境の発見と調査
- (4) 関係機関、団体、家庭及び職場との連携補導
- (5) その他青少年の非行防止に必要な事項

(運営委員会)

第 4 条 青少年センターの活動方針、業務実施計画及び運営事項を審議するため、青少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の委員は、関係機関及び団体の代表者又は構成員で当該関係機関又は団体の推薦を受けた者のうちから30人以内を伊賀市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定に関わらず、任期内であっても、委員が第2項に定める関係機関及び団体の代表者又は構成員でなくなったときは、委員を辞したものとみなす。

- 5 運営委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長1人を置く。
- 6 委員長は、会議を招集し、議長となる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 運営委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 9 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

(職員)

第5条 青少年センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) その他の職員 若干人

2 前項に規定する職員のうち所長は、委員会職員を、その他の職員は、委員会職員及び委員会が任命した者をもって充てる。

3 所長は、青少年センターの業務を統括し、その他の職員は、所長の命を受け業務を遂行する。

(補導員等)

第6条 青少年センターに補導の業務を行う次の者を置く。

- (1) 主任補導員
- (2) 補導員

2 主任補導員は、前条第1項第2号に規定するその他の職員のうち、委員会が任命した者とする。

3 補導員は、関係機関及び団体の構成員で当該関係機関又は団体の推薦を受けた者を委員会が委嘱又は任命する。

4 補導員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠補導員の任期は前任者の残任期間とする。

5 前項の規定に関わらず、任期内であっても、補導員が第3項に定める関係機関及び団体の構成員でなくなったときは、補導員を辞したものとみなす。

6 主任補導員及び補導員は、青少年センターの業務実施計画に基づき必要と認める青少年の補導を行う。

(補導員証)

第7条 委員会は、主任補導員及び補導員に対し、その身分を証するため補導員証を交付する。

- 2 主任補導員及び補導員は、業務の実施に当たり常に前項に定める補導員証を携帯し、要求があればこれを提示しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月6日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の伊賀市青少年センター条例第4条第2項の規定により、委嘱又は任命された青少年センター運営委員会の委員の任期は、この条例の施行の日から起算するものとする。

附 則 (平成30年12月27日条例第49号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日条例第24号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

改正

平成21年 3 月27日教委規則第 6 号

平成23年 2 月28日教委規則第 1 号

平成23年 5 月31日教委規則第 7 号

平成27年 5 月25日教委規則第 8 号

令和 5 年 3 月20日教委規則第 5 号

伊賀市青少年センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊賀市青少年センター条例（平成16年伊賀市条例第252号。以下「条例」という。）第 8 条の規定により条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の委員の委嘱等)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項に規定する関係機関及び団体は、別表第 1 のとおりとする。

(補導員の委嘱等)

第 3 条 条例第 6 条第 3 項に規定する関係機関及び団体は、別表第 2 のとおりとする。

(補導員証)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項に規定する補導員証は、様式第 1 号によるものとする。

(簿冊)

第 5 条 青少年センターに次の簿冊を備える。

- (1) 補導員証交付簿
- (2) 補導日誌（様式第 2 号）
- (3) 青少年相談処理書綴（様式第 3 号）
- (4) 青少年補導報告書綴（様式第 4 号）
- (5) 会議録

附 則

この規則は、平成16年11月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月27日教委規則第 6 号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 2 月28日教委規則第 1 号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日教委規則第7号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成27年5月25日教委規則第8号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1	民生委員児童委員連合会
2	保護司会
3	防犯協会
4	小中学校校長会
5	高等学校校長
6	小中学校校長会生活指導担当
7	児童福祉会連合会
8	P T A連合会
9	更生保護女性の会
10	少年警察協助力協議会
11	警察署
12	児童相談所
13	商工会議所
14	商工会
15	職域防犯組合連合会
16	社会福祉事務所
17	伊賀市青少年育成市民会議

別表第2（第3条関係）

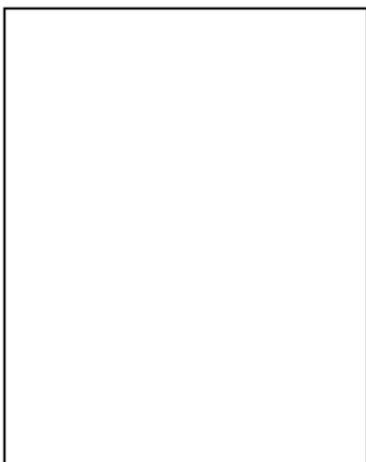
1	伊賀地区少年警察協助力
2	三重県立入調査員
3	三重県警察少年指導委員

4 伊賀少年サポートセンター

5 関係市職員

6 青少年センター職員

（表）

第	号	補 導 員 証		市章
下記の者は、伊賀市青少年センターの補導員であることを証明する。				
		氏 名		
		生年月日	年 月 日生	
		所 属		
		年 月 日発行		
伊賀市教育委員会				

（裏）

伊賀市青少年センター条例抜粋
第3条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。
（1） 街頭補導
（2） 青少年相談
（3） 有害環境の発見と調査
（4） 関係機関、団体、家庭及び職場との連携補導
（5） その他青少年の非行防止に必要な事項
伊賀市青少年センター運営要領抜粋
2 街頭補導
（1） 青少年の服装、態度、行動から総合的に判断して、非行性のあると認められる者を対象として補導を行うこと。
（2） 発見した青少年で、犯罪あるいは非行性の強い者については、即時警察に連絡してその処理を委ねること。
注意事項
1 不用になったときは、必ず本証を青少年センターへ返納すること。
2 本証を他人に貸与しないこと。

月 日（曜日） 天候				
補 導 従 事 員	所 属	氏 名	所 属	氏 名
業 務 種 別		活 動 状 況		
参考事項				

青 少 年 相 談 処 理 書

相談係員
職 氏名

受理年月日 願出人 の住所・職業氏名		
青 少 年	願出人との続柄 住所 職業 氏 名 生年月日	年 月 日 生（ 歳）
相 談 の 概 要		
処 理 方 法		
処 理		
備 考		

伊賀市青少年センター

青 少 年 補 導 報 告 書

伊賀市青少年センター

年 月 日		
伊賀市青少年センター所長 様		
報告者		
補 導 青 少 年	住 所	
	職 業 氏 名 年 齢	年 月 日生（ 歳）
同 上 青 少 年 の 保 護 者	住 所	
	職 業 氏 名 年 齢	年 月 日生（ 歳）
非 行 の 概 要		
処 理		
備 考		

議案第 44 号

伊賀市青少年センター運営委員会委員の解職及び委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市青少年センター運営委員会委員の解職及び委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 8 年 4 月 27 日提出

伊賀市教育委員会 教育長 澤田 剛

記

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分理由 | 構成団体の交代により解職及び後任委員を委嘱する必要があるため、専決を行ったことに対する承認を求めようとする。 |
| 2 解職及び委嘱委員 | 別紙のとおり |
| 3 解職日 | 令和 8 年 4 月 6 日 |
| 4 委嘱期間 | 別紙のとおり |

専決第 8 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会
教育長 澤田 剛

伊賀市青少年センター運営委員会委員名簿

任期：令和7年6月1日から令和9年5月31日まで

	氏名	よみ	選出母体	初年委嘱年月日	備考
1	伊室 春利	いむろ はるとし	伊賀市民生委員児童委員連合会	令和8年4月1日	委嘱
2	飛井 浩也	とびい ひろや	伊賀保護司会	令和7年6月1日	
3	松本 徹	まつもと とおる	伊賀市小中学校校長会	令和8年4月7日	委嘱
4	服部 秀一	はっとり しゅういち	高等学校校長	令和8年4月1日	委嘱
5	里田 雅彦	さとだ まさひこ	伊賀市小中学校校長会	令和8年4月7日	委嘱
6	廣岡 伸幸	ひろおか のぶゆき	上野児童福祉会連合会	平成30年7月1日	
7	森川 徹	もりかわ とおる	伊賀市PTA連合会	令和5年6月1日	
8	増田 昭子	ますだ あきこ	伊賀市更生保護女性の会	令和2年6月1日	
9	東構 昌子	ひがしがまえ まさこ	伊賀地区少年警察協助力協議会	令和5年6月1日	
10	辻 雅則	つじ まさのり	伊賀警察署	令和8年4月1日	委嘱
11	間邪 修弘	かんじゃ のぶひろ	三重県伊賀児童相談所	平成7年6月1日	
12	釜井 宣尚	かまい のりひさ	上野商工会議所	令和7年6月1日	
13	小坂 宣子	こさか のりこ	伊賀市商工会	令和7年6月1日	
14	川北 喜道	かわきた よしみち	伊賀市社会福祉事務所	令和7年6月1日	
15	中井 洸一	なかい こういち	伊賀市青少年育成市民会議	令和2年7月1日	
16	奥澤 重久	おくざわ しげひさ	伊賀市青少年育成市民会議	令和7年6月1日	
17	川口 文克	かわぐち ふみかつ	伊賀市青少年育成市民会議	令和7年6月1日	
18	富岡 通郎	とみおか みちお	伊賀市青少年育成市民会議	令和7年6月1日	

【辞職】

1	隠岐 徹	おき とおる	伊賀市小中学校校長会	令和8年4月6日	解職
---	------	--------	------------	----------	----

改正

平成21年 3 月 6 日条例第16号

平成30年12月27日条例第49号

令和元年10月 1 日条例第24号

伊賀市青少年センター条例

(目的及び設置)

第 1 条 青少年の健全な育成を期し、その愛護補導を行うため、青少年センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊賀市青少年センター

位置 伊賀市上友生785番地

(業務)

第 3 条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 青少年相談
- (3) 有害環境の発見と調査
- (4) 関係機関、団体、家庭及び職場との連携補導
- (5) その他青少年の非行防止に必要な事項

(運営委員会)

第 4 条 青少年センターの活動方針、業務実施計画及び運営事項を審議するため、青少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の委員は、関係機関及び団体の代表者又は構成員で当該関係機関又は団体の推薦を受けた者のうちから30人以内を伊賀市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定に関わらず、任期内であっても、委員が第2項に定める関係機関及び団体の代表者又は構成員でなくなったときは、委員を辞したものとみなす。

- 5 運営委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長1人を置く。
- 6 委員長は、会議を招集し、議長となる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 運営委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 9 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

(職員)

第5条 青少年センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) その他の職員 若干人

2 前項に規定する職員のうち所長は、委員会職員を、その他の職員は、委員会職員及び委員会が任命した者をもって充てる。

3 所長は、青少年センターの業務を統括し、その他の職員は、所長の命を受け業務を遂行する。

(補導員等)

第6条 青少年センターに補導の業務を行う次の者を置く。

- (1) 主任補導員
- (2) 補導員

2 主任補導員は、前条第1項第2号に規定するその他の職員のうち、委員会が任命した者とする。

3 補導員は、関係機関及び団体の構成員で当該関係機関又は団体の推薦を受けた者を委員会が委嘱又は任命する。

4 補導員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠補導員の任期は前任者の残任期間とする。

5 前項の規定に関わらず、任期内であっても、補導員が第3項に定める関係機関及び団体の構成員でなくなったときは、補導員を辞したものとみなす。

6 主任補導員及び補導員は、青少年センターの業務実施計画に基づき必要と認める青少年の補導を行う。

(補導員証)

第7条 委員会は、主任補導員及び補導員に対し、その身分を証するため補導員証を交付する。

- 2 主任補導員及び補導員は、業務の実施に当たり常に前項に定める補導員証を携帯し、要求があればこれを提示しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月6日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の伊賀市青少年センター条例第4条第2項の規定により、委嘱又は任命された青少年センター運営委員会の委員の任期は、この条例の施行の日から起算するものとする。

附 則 (平成30年12月27日条例第49号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日条例第24号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

改正

平成21年 3 月27日教委規則第 6 号

平成23年 2 月28日教委規則第 1 号

平成23年 5 月31日教委規則第 7 号

平成27年 5 月25日教委規則第 8 号

令和 5 年 3 月20日教委規則第 5 号

伊賀市青少年センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊賀市青少年センター条例（平成16年伊賀市条例第252号。以下「条例」という。）第 8 条の規定により条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の委員の委嘱等)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項に規定する関係機関及び団体は、別表第 1 のとおりとする。

(補導員の委嘱等)

第 3 条 条例第 6 条第 3 項に規定する関係機関及び団体は、別表第 2 のとおりとする。

(補導員証)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項に規定する補導員証は、様式第 1 号によるものとする。

(簿冊)

第 5 条 青少年センターに次の簿冊を備える。

- (1) 補導員証交付簿
- (2) 補導日誌（様式第 2 号）
- (3) 青少年相談処理書綴（様式第 3 号）
- (4) 青少年補導報告書綴（様式第 4 号）
- (5) 会議録

附 則

この規則は、平成16年11月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月27日教委規則第 6 号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 2 月28日教委規則第 1 号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日教委規則第7号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成27年5月25日教委規則第8号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1	民生委員児童委員連合会
2	保護司会
3	防犯協会
4	小中学校校長会
5	高等学校校長
6	小中学校校長会生活指導担当
7	児童福祉会連合会
8	P T A連合会
9	更生保護女性の会
10	少年警察協助力協議会
11	警察署
12	児童相談所
13	商工会議所
14	商工会
15	職域防犯組合連合会
16	社会福祉事務所
17	伊賀市青少年育成市民会議

別表第2（第3条関係）

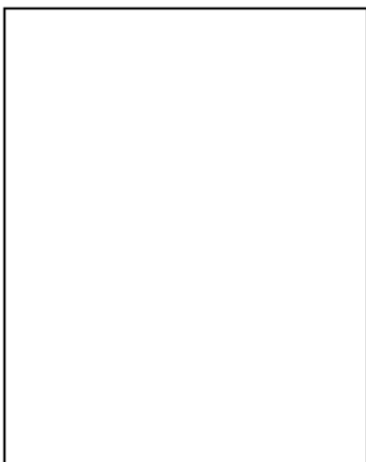
1	伊賀地区少年警察協助力
2	三重県立入調査員
3	三重県警察少年指導委員

4 伊賀少年サポートセンター

5 関係市職員

6 青少年センター職員

（表）

第	号	補 導 員 証		市章
下記の者は、伊賀市青少年センターの補導員であることを証明する。				
		氏 名		
		生年月日	年 月 日生	
		所 属		
		年 月 日発行		
伊賀市教育委員会				

（裏）

伊賀市青少年センター条例抜粋
第3条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。
（1） 街頭補導
（2） 青少年相談
（3） 有害環境の発見と調査
（4） 関係機関、団体、家庭及び職場との連携補導
（5） その他青少年の非行防止に必要な事項
伊賀市青少年センター運営要領抜粋
2 街頭補導
（1） 青少年の服装、態度、行動から総合的に判断して、非行性のあると認められる者を対象として補導を行うこと。
（2） 発見した青少年で、犯罪あるいは非行性の強い者については、即時警察に連絡してその処理を委ねること。
注意事項
1 不用になったときは、必ず本証を青少年センターへ返納すること。
2 本証を他人に貸与しないこと。

月 日（曜日） 天候				
補 導 従 事 員	所 属	氏 名	所 属	氏 名
業 務 種 別		活 動 状 況		
参考事項				

青 少 年 相 談 処 理 書

相談係員
職 氏名

受理年月日 願出人 の住所・職業氏名		
青 少 年	願出人との続柄 住所 職業 氏 名 生年月日	年 月 日 生（ 歳）
相 談 の 概 要		
処 理 方 法		
処 理		
備 考		

伊賀市青少年センター

青 少 年 補 導 報 告 書

伊賀市青少年センター

年 月 日		
伊賀市青少年センター所長 様		
報告者		
補 導 青 少 年	住 所	
	職 業 氏 名 年 齢	年 月 日生（ 歳）
同 上 青 少 年 の 保 護 者	住 所	
	職 業 氏 名 年 齢	年 月 日生（ 歳）
非 行 の 概 要		
処 理		
備 考		

議案第 45 号

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の解職及び委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 50 号）第 4 条の規定に基づく委員の解職及び委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 8 年 4 月 27 日

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分理由 | 団体からの派遣役員交代に伴い、委員を解職及び委嘱する必要があるため専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。 |
| 2 解職及び委嘱委員 | 別紙のとおり |
| 3 解職日 | 令和 8 年 4 月 6 日 |
| 4 委嘱期間 | 令和 8 年 4 月 7 日から令和 8 年 9 月 30 日まで（前任者の残任期間） |

専決第 8 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 7 日

伊賀市教育委員会
教育長 澤田 剛

令和８年度 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員名簿

※ 委嘱期間 令和６年１０月１日～令和８年９月３０日

No.	所属	氏名	初回委嘱年月日	備考
１	読み聞かせ活動団体	岡山 恵美子	令和６年１０月１日	
２	伊賀市社会教育委員会	中嶋 恭子	令和６年１０月１日	
３	伊賀市青少年育成市民会議	増永 秀美	令和６年１０月１日	
４	伊賀市ＰＴＡ連合会	澤 和枝	令和６年１０月１日	
５	市民公募	家城 円	令和６年１０月１日	
６	市民公募	竹島 みち子	令和６年１０月１日	
７	伊賀市公立幼稚園	松永 愛	令和６年１０月１日	
８	伊賀市公立保育所	松村 幸世	令和６年１０月１日	
９	伊賀市公立小学校	田中 智彦	令和８年４月７日	委嘱
１０	伊賀市公立中学校	澤 健史	令和７年４月８日	
１１	伊賀市内公立高等学校図書館司書	瀧本 志津代	令和６年１０月１日	
１２	伊賀市図書館協議会	柴田 正美	令和６年１０月１日	
１３	伊賀市社会事業協会	松田 昌子	令和６年１０月１日	
１４	民生委員児童委員	松尾 明彦	令和６年１０月１日	
１５	学識経験者	岡野 裕行	令和６年１０月１日	

【辞職】 辞職日令和８年４月６日

１	伊賀市公立小学校	稲森 文一	令和７年４月８日	解職
---	----------	-------	----------	----

○伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例

平成19年12月26日 条例第50号

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例

(設置)

第1条 少子化社会における伊賀市の子どもたちの健全育成を推進するための諸施策（以下「育成諸施策」という。）を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市子ども健全育成施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、育成諸施策について所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会教育関係団体の代表
- (2) 各種団体の代表
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が前条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 委員会には、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、検討事項について特に必要がある場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の規定は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市子ども健全育成施策検討委員会設置要綱（平成16年伊賀市教育委員会告示第14号）により委員に委嘱された委員は、この条例の相当規定により委員に委嘱されたものとみなす。

議案第 46 号

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の委嘱及び任命に係る専決処分の承認について

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の委嘱及び任命に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 8 年 4 月 2 7 日提出

伊賀市教育委員会 教育長 澤田 剛

記

1 専決処分理由

団体の代表者交代等に伴い、委嘱及び任命をする必要があるため、専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。

2 委嘱・任命委員

別紙のとおり

3 委嘱・任命期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日まで
(前任者の残任期間)

専決第 9 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 7 日

伊賀市教育委員会
教育長 澤田 剛

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員名簿

令和8年4月7日～令和9年7月31日

区 分	氏 名	フリガナ	委嘱・任命	新規・継続
校長会代表(柘植小学校長)	松本 徹	まつもと とおる	委嘱	新規
放課後児童クラブ代表(ふれあいステーション都美恵)	森田 かおり	もりた かおり	委嘱	継続
放課後子ども教室代表(西柘植放課後子ども教室)	木澤 正治	きざわ まさはる	委嘱	継続
社会教育委員代表	上出 通雄	かみで みちお	委嘱	継続
民生委員児童委員連合会 代表	和田 文子	わだ ふみこ	委嘱	継続
PTA連合会代表	山口 里紗	やまぐち りさ	委嘱	継続
健康福祉部理事	福森 公美	ふくもり くみ	任命	継続
教育委員会事務局事務局長	福岡 香穂	ふくおか かほ	任命	新規

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会条例

(設置)

第1条 放課後対策事業（文部科学省が実施する放課後子ども教室推進事業及び厚生労働省が実施する放課後児童健全育成事業を一体的又は連携して実施する総合的な事業をいう。以下「事業」という。）に基づき、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する施策等を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の広報活動に関すること。
- (2) 放課後子ども教室及び放課後児童クラブのニーズの把握並びにボランティア等の人材確保に関すること。
- (3) 事業に係る安全管理に関すること。
- (4) 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの連携に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市内校（園）長会の代表者
- (2) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の代表者
- (3) 社会教育委員の代表者
- (4) 児童福祉団体の代表者
- (5) 市内PTA連合会の代表者
- (6) 市民から公募した者
- (7) 行政関係者（教育委員会及び福祉関係部署）
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が前条各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会設置要綱（平成19年伊賀市教育委員会告示第9号）により委嘱又は任命された委員は、この条例の相当規定により委嘱又は任命されたものとみなす。

議案第 47 号

伊賀市社会教育委員の解職及び委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市社会教育委員設置に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 249 号）第 3 条及び第 5 条の規定に基づく委員の解職及び委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項により専決処分したので同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 8 年 4 月 27 日提出

伊賀市教育委員会 教育長 澤田 剛

記

- 1 専決処分理由 構成団体の交代による委員の解職及び委嘱をする必要があるため
専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。
- 2 解職及び委嘱委員 別紙のとおり
- 3 解職日 令和 8 年 4 月 6 日
- 4 委嘱期間 令和 8 年 4 月 7 日から令和 9 年 6 月 30 日まで

専決第 10 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 6 日

伊賀市教育委員会
教育長 澤田 剛

社会教育委員名簿

任期: 令和7年7月1日～令和9年6月30日

区分	細分	氏名	最初の委嘱年月日	備考
社会教育関係者 又は家庭教育の向上に資する活動を行う者 (学校教育関係は除く)	地域選出	安永 幸二	令和1年7月1日	上野
		中嶋 恭子	令和5年7月1日	伊賀
		上見 祐治	令和3年7月1日	島ヶ原
		伊室 春利	令和1年7月1日	阿山
		築田 マリ子	令和5年7月1日	大山田
		篠木 素道	令和7年11月26日	青山
学校教育関係	学校教育関係	二井 英夫	令和8年4月7日	学校長(中学校)
		青山 幸輝	令和7年4月8日	学校長(小学校)
社会教育関係	社会教育関係	上西 利直	令和5年7月1日	社会体育団体代表
学識経験	学識経験者	岩佐 絹枝	平成27年7月1日	学識経験者 (NPO含む)
		内山 淳子	令和1年7月1日	
		上出 通雄	平成16年11月1日	

【解職】令和8年4月6日

区分	細分	氏名	最初の委嘱年月日	備考
学校教育関係	学校教育関係	林 秀樹	令和7年4月8日	学校長(中学校)

○伊賀市社会教育委員設置に関する条例

平成16年11月 1 日条例第249号

伊賀市社会教育委員設置に関する条例

(設置)

第 1 条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、本市社会教育委員を置く。

(定数)

第 2 条 社会教育委員の定数は、12人以内とする。

(委員の委嘱)

第 3 条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 社会教育委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が就任するときまで在任する。

2 欠員による補欠の社会教育委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(辞任の承認)

第 5 条 社会教育委員が辞任するときは、教育委員会の承認を得なければならない。

(会議)

第 6 条 社会教育委員の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年2回、臨時会は必要のある場合に開催する。

3 社会教育委員の会議は、教育委員会が招集する。

4 社会教育委員の会議は、在任委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集してもなお、半数に達しないときは、この限りでない。

(代表委員)

第 7 条 社会教育委員の互選により、代表委員1人を置く。代表委員は、委員を代表し、会議を主宰する。

(費用弁償等の支給)

第 8 条 社会教育委員の費用弁償の額及びその支給方法については、別にこれを定める。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

議案第 48 号

伊賀市生涯学習アドバイザーの委嘱について

伊賀市生涯学習アドバイザー設置要綱（令和 8 年伊賀市教育委員会告示第 10 号）第 3 条の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 8 年 4 月 27 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 提案理由 令和 8 年 4 月 1 日施行の伊賀市生涯学習アドバイザーを新たに設置し委嘱を行おうとする。
- 2 委嘱委員 増田 簡（ますだ ひろ）
- 3 委嘱期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和８年度 伊賀市生涯学習アドバイザー名簿

※ 委嘱期間 令和８年５月１日～令和９年３月３１日

No.	氏名	初回委嘱年月日	備考
Ⅰ	増田 簡	令和８年５月１日	

増田 簡 様

伊賀市生涯学習アドバイザーを委嘱します

委嘱期間は、令和8年5月1日から令和9年3月31日までとする

令和8年5月1日

伊賀市教育委員会

伊賀市生涯学習アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 市の生涯学習及びリカレント教育の推進に当たり、専門的見地からの助言を受けるため、伊賀市生涯学習アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を設置する。

2 アドバイザーは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号の非常勤の特別職とする。

(職務)

第2条 アドバイザーは、生涯学習及びリカレント教育に関する助言を行う。

2 アドバイザーは、前項の助言のほか、効果的かつ効率的な生涯学習の推進に資する事務のうち教育委員会が必要と認めるものを行う。

3 前2項に規定する職務に従事する時間は、従事する日1日当たり4時間程度とする。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、生涯学習及びリカレント教育について識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第5条 アドバイザーの報酬及び費用弁償は、第2条第1項又は第2項に規定する職務に従事した場合に、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年伊賀市条例第54号)の定めるところにより支給する。ただし、市が別途委託する業務を遂行するに当たり第2条第1項の助言を行い、又は同条第2項の事務に従事した場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 アドバイザーとの連絡調整等の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 49 号

伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の解職及び委嘱について

伊賀市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱（令和 3 年 1 月 22 日教育委員会告示第 3 号）第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 8 年 4 月 27 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 提案理由 | 伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員のうち、関係行政機関の職員について、人事異動に伴い委員の解職及び委嘱を行おうとする。 |
| 2 | 委嘱委員 | 別紙のとおり |
| 3 | 委嘱期間 | 令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで |

伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員

要綱第33	氏名	所属等	地域	任期
1 (1)	菅原 洋一	三重大学名誉教授		R7.6.1～R9.5.31
2 (2)	長谷 康弘	三重登録文化財友の会会長、伊賀上野観光協会副会長、文化財所有者	阿山	R7.6.1～R9.5.31
3 (2)	静永 史範	文化財所有者(徳永寺)	伊賀	R7.6.1～R9.5.31
4 (2)	金山 修	文化財所有者(大村神社)、青山観光振興会会長	青山	R7.6.1～R9.5.31
5 (2)	中山 和光	文化財所有者(常福寺)	上野	R7.6.1～R9.5.31
6 (2)	岩佐 絹枝	文化財所有者	島ヶ原	R7.6.1～R9.5.31
7 (3)	中浦 順一郎	伊賀上野観光協会常務理事		R7.6.1～R9.5.31
8 (3)	辻上 浩司	上野商工会議所専務理事		R7.6.1～R9.5.31
9 (3)	服部 保之	(公財)伊賀市文化都市協会参事		R7.6.1～R9.5.31
10 (3)	福田 良彦	伊賀市文化財保護審議会委員		R7.6.1～R9.5.31
11 (3)	峠 美晴	(公財)芭蕉翁顕彰会評議員		R7.6.1～R9.5.31
12 (4)	田米 正宏	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課長		R8.5.1～R9.5.31
13 (5)	西嶋 克司	大山田郷土の広場代表	大山田	R7.6.1～R9.5.31

【解職】

要綱第33	氏名	所属等	地域	解職日
1 (4)	伊藤 裕偉	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護副参事		令和8年3月31日

○伊賀市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱

令和 3 年 1 月 22 日教育委員会告示第 3 号

伊賀市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 183 条の 9 第 1 項の規定に基づき、伊賀市文化財保存活用地域計画協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊賀市文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 伊賀市文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、15 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから伊賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財の所有者
- (3) 関係機関または関係団体の代表者等
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第 3 号又は第 4 号に掲げるところにより委嘱された委員の任期は、当該職にある期間とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、伊賀市教育委員会事務局文化財課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

令和8年第5回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2026 年（令和 8 年） 4 月 27 日（月曜日） 午前 10 時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 4 階 406 会議室
3. 出席者 : 澤田教育長、中委員、岡森委員、野口委員、内藤委員、福岡事務局長、中事務局次長兼政策調整監、小林社会教育推進監兼中央図書館長、藤田教育総務課長、中釜教育施設課長、太田学校教育課長、藤原生涯学習課長兼中央公民館長、笠井文化財課長、東構いがっこ給食センター元気所長 一路いがっこ給食センター夢所長
4. 傍聴人 1 人
5. 協議事項：
 - 議案第 40 号 教育委員会職員の人事に係る専決処分の承認について
 - 議案第 41 号 伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正に係る専決処分の承認について
 - 議案第 42 号 伊賀市立学校財務事務取扱規程の一部改正に係る専決処分の承認について
 - 議案第 43 号 伊賀市青少年センター補導員の委嘱に係る専決処分の承認について
 - 議案第 44 号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の解職及び委嘱に係る専決処分の承認について
 - 議案第 45 号 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の解職及び委嘱に係る専決処分の承認について
 - 議案第 46 号 伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の委嘱及び任命に係る専決処分の承認について
 - 議案第 47 号 伊賀市社会教育委員の解職及び委嘱に係る専決処分の承認について
 - 議案第 48 号 伊賀市生涯学習アドバイザーの委嘱について
 - 議案第 49 号 伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の解職及び委嘱について
6. 報告事項：
 - ① ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
 - ② 伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員の委嘱について
 - ③ 寄附について

④ その他

閉会： 11 時 04 分

署名委員： 岡森委員

教育長 皆様方には、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。
年度が替わり 4 月が終わろうとしています、各学校は新年度を順調にスタートしていると思っています。第 1 回校（園）長会議では、配付資料「大切にしたい学校経営の不易」についての 5 点をお願いしました。1 番は「子どもの安心安全の保障」です。学校での教育活動は、子どもの安心安全が最優先されます。未然防止、初期対応、事後説明等を丁寧に行い、子どもも保護者も安心して学校に任せていただけるような環境を整えてほしいと思っています。2 番は「子どもの人権尊重と保護者・地域との協働」です。4 月を「いじめ防止強化月間」として位置づけ、各校ではピンクシャツ運動など、子どもたちが主体的に取り組むいじめ防止活動を展開しています。令和 7 年度に市教育委員会に報告のあった差別事象は 44 件でした。令和 6 年度が 29 件でしたので 1.5 倍に増えました。昨年度の事象の中には、「家庭で聞いた。」「家の人が言っていた。」といった子どもの声も多くありました。保護者においては、差別につながるという認識が充分でないまま言葉が使われている場合もあることから、人権政策課が作成したリーフレット「子どもたちと人権問題 言葉による差別をなくすために」を各家庭に配付し、保護者とともに考える場づくりを進めます。3 番から 5 番は、教職員に関わることです。この春、伊賀市には 44 人の新規採用教職員が赴任しました。教職員の人材育成、組織力の強化は急務です。教職員の心身の健康状態が、教育の質に直結します。チームで支え合う、学び続ける仕組みを作っていく必要があると感じているところです。

教育長 それでは、これより令和 8 年第 5 回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。
本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。
よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。
それでは、これより議事に入ります。
日程第 1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。
議事録署名委員には、**岡森委員**を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、**岡森委員**といたし

ます。よろしくお願いします。

教育長 日程第2 令和8年第4回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認についてであります。議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(なしの声)

教育長 それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、事前送付内容のとおりにすることといたします。

教育長 日程第3 議案第40号 教育委員会職員の人事に係る専決処分の承認については、人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、非公開で審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(なしの声)

教育長 非公開で審議することは、出席委員の3分の2以上での議決を要することとなっておりますことから、議決を得たいと思います。非公開審議に賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
議案第40号は、非公開で審議することに決しました。
傍聴者及び関係所属以外の職員方のご退出ください。

教育長 議案第40号 教育委員会職員の人事に係る専決処分の承認についてを教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)
(非公開審議のため議事録省略)

教育長 議案第40号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。

よって、議案 40 号は、可決いたしました。

教育長 それでは、入室ください。

教育長 続いて、議案第 41 号 伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 「15万円」に改める理由は何ですか。

教育総務課長 物価高騰等を加味して改正されたと確認しております。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 41 号に対し、
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。

よって、議案第 41 号は、可決いたしました。

教育長 日程第 4 議案第 42 号 伊賀市立学校財務事務取扱規程の一部改正
に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 どのようなものに必要となる予算でしょうか。

事務局次長 学校配当の中の需用費等が該当となります。

事務局長 これにより事務の簡略化が図られます。15 万円未満であれば、相見積もりが不要となります。

事務局次長 主に備品等において、15 万円以上のものは教育員会で契約事務を行いますが、15 万円未満のものは各学校で事務を行います。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 42 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 42 号は、可決いたしました。

教育長 日程第 5 議案第 43 号 伊賀市青少年センター補導員の委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

委員 補導員の名簿で、どの団体から選出されているか分からないため、資料作成に反映してほしいです。

教育長 他にご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 43 号に対し、

原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 43 号は、可決いたしました。
続いて、議案第 44 号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の解職
及び委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 44 号に対し、
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 44 号は、可決いたしました。
続いて、議案第 45 号 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の
解職及び委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

委員 活動内容を教えていただきたいです。

生涯学習課長 令和 7 年度は、第 3 次読書活動推進計画策定をするために 2 回開催

させていただきます。

委員 「伊賀市子ども健全育成施策検討委員会」という委員会名では、読書活動に関することが中心ということが分かりづらく、読書活動以外にも活動しているように感じます。委員会名の変更を検討することはないでしょうか。

生涯学習課長 今後、検討させていただきます。

委員 読書活動というのは、主に読み聞かせが中心なのでしょうか。

生涯学習課長 計画を策定する会議には、読み聞かせ活動団体の方も来ていただいています。

委員 読書活動というのは、具体的にどういった活動のことでしょうか。

中央図書館長 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会では、2年をかけて子どもの読書推進活動計画の策定をするための協議を重ねて、意見をいただきながら進めております。この委員会では、年間の読書推進計画を策定するための活動をしています。

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第45号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。

よって、議案第45号は、可決いたしました。

続いて、議案第46号 伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の委嘱及び任命に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 46 号に対し、
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 46 号は、可決いたしました。
続いて、議案第 47 号 伊賀市社会教育委員の解職及び委嘱に係る専
決処分承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 47 号に対し、
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 47 号は、可決いたしました。
続いて、議案第 48 号 伊賀市生涯学習アドバイザーの委嘱について
を議題といたします。
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 増田さんは何を専門にされている方ですか。

生涯学習課長 大阪市のまちづくりセンターで勤務されており、社会教育士の資格
を取得されています。地域の支援員でもあり、広報やイベントの企画等、

生涯学習活動に関わっている方です。昨年度はホームページやチラシ等の効果的な作成方法について、アドバイスをいただきました。生涯学習課のホームページについては、令和8年4月から、アドバイスをいただいています。講座の内容がひと目でわかるようチラシの写真が全面に載る形のものを、伊賀市のホームページの外付けで載せています。また、インスタグラムも4月から開設しました。

委員 各住民自治協議会の支援員とはどのような違いがありますか。

生涯学習課長 支援員は各住民自治協議会で生涯学習を行う方で、生涯学習アドバイザーは魅力的で楽しめる事業となるようアドバイスをいただいています。生涯学習課で行うイベントやホームページの作成等について、外から見た意見等をアドバイスいただいています。

委員 支援員が生涯学習アドバイザーからアドバイスを受けることはないですか。

生涯学習課長 直接はないですが、生涯学習課が聞いたアドバイスをそれぞれの住民自治協議会の支援員にお伝えしていくということはあると思います。

委員 生涯学習アドバイザーが様々な情報を持っているのであれば、支援員が集まって講習を受ける等、情報交換の場があればいいなと思います。

生涯学習課長 今後、検討していきます。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第48号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第48号は、可決いたしました。
続いて、日程第6 議案第49号 伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の解職及び委嘱についてを議題といたします。
本議案につきまして、文化財課長から説明をお願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 49 号に対し、
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 49 号は、可決いたしました。

教育長 それでは、日程第 7 報告説明事項に移ります。
事項①番 ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例
施行規則の一部を改正する規則についてを説明します。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項②番 伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員の委嘱についてを
説明お願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項③番 寄附についてを説明お願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 続いて、事項④番 「その他」の項ですが、何かございませんか。

中央図書館長 中央図書館が4月1日に開館して、4月16日時点の約2週間の利用状況について報告させていただきます。入館者数合計が15日間で23,755人でした。1日あたりにすると1,584人の入館がございました。令和6年度の上野図書館入館者数が年間75,788人で、1日あたり275人でしたので、かなり増えている状況です。オープン当初で皆様が関心を持って来ていただいていると思います。今後は1日あたりの平均が減ってくると見込んでいますが、なるべく大きく減らないように努めていきたいと思っています。利用状況について、平日は通常の図書館利用は、5か月ほど上野図書館が休館していて待ってもらっていたこともあり、いつも利用してくださっている方が主に来てくださっています。複合施設になったことで、市外からの来館者も多く、貸出の利用条件を、4月1日をもって市内在住・在勤・在学から県内まで拡大しましたので、更に来ていただける方が増えるのではないかと考えております。休日は通常の利用の方に加えて、ご家族連れの方や観光のついでに立ち寄っていただく方も多くみられ、館内はにぎわっております。一番求められていました学習スペースが増えたことで、平日休日ともに学習室や閲覧席を利用して学習する学生の姿が以前より見られています。学校終わりや部活後に立ち寄っていただいている様子で、大変ありがたいと思っています。

委員 入館者数は、正面玄関から入られた方をカウントした数ですか。

中央図書館長 入口が4か所ありまして、全てにゲートをつけて出入りのカウントをしています。どこから入っていただいてもカウントしていますが、図書館だけではなく、その他の複合施設を目的として来館された方も含んだ数となっております。

委員 貸出の利用条件を県内に拡大したということですが、返却はどのようにしていますか。

中央図書館長 返却は、中央図書館と今までの図書室のエリアに返却ポストを設けているのと、にんにんブッカーでも返却いただけます。市外の遠い方も返しに来ていただく形になります。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたし

ました。

それでは、これをもちまして、第5回定例会は閉会といたします。
議事協力どうもありがとうございました。

11 時 04 分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員